

共済組合の事業

共済だよりは
奇数月に発行します！

地方公共団体の職員や短時間勤務職員は、共済組合の「組合員」となります。

当組合では、組合員とその被扶養者が安心して生活できるよう、短期給付事業(医療保険)、長期給付事業(年金)、福祉事業(保健、貯金、貸付、物資)を行います。なお、短時間勤務職員(短期組合員)の年金は、日本年金機構の適用となります。

事業を行うために必要な費用として、給料及び期末手当等から短期給付・長期給付・保健事業の掛金が控除されます。各事業の詳細は、共済のしおり(一般組合員等)や共済ガイド(短期組合員)、[こちら](#)をご覧ください。

短期給付事業(医療保険)

一般組合員等

短期組合員

保健課 ☎028-615-7816

組合員と被扶養者の病気やケガ、出産、死亡、休業などの給付を行います。

医療機関等を受診する際は、原則としてマイナ保険証を使用することとされたことから、組合員及び被扶養者には、資格取得情報の登録後「資格情報通知書」と、マイナ保険証の利用登録をしていない組合員等には「資格確認書」を発行します。

「資格情報通知書」は資格情報をお知らせするほか、マイナ保険証が利用できない医療機関等においては、マイナ保険証と併せて提示することで受診することができます。

「資格確認書」はマイナ保険証の代わりとして使用できますが、マイナ保険証のように限度額適用認定証や高齢受給者証の省略はできませんので、医療機関等の受診には、ぜひ「マイナ保険証」をご利用ください。

長期給付事業(年金)

一般組合員等

年金課 ☎028-615-7817

老齢(民間の企業年金に相当する退職等年金給付を含む)、障害または遺族年金の給付を全国市町村職員共済組合連合会と共同で行います。

福祉事業

保健・保健課 ☎028-615-7816

貯金・貸付・物資:総務課 ☎028-615-7805

組合員や被扶養者の健康の保持増進と福祉の向上を目的に、次の4つの事業を行います。

1 保健事業

一般組合員等

短期組合員

組合員と被扶養者の健康の保持増進、保養等を目的としています。

疾病予防関係

- 人間ドック、PET検査助成
- がん検診・婦人科検診
- 血清クレアチニン検査助成
- 歯科健康診断
- インフルエンザ助成
- 電話健康相談
- 禁煙サポート助成
- 救急薬品等配付
- 睡眠検査助成

講座関係

- 健康セミナー
(疾病予防・メンタルヘルス)
- ライフプランセミナー
- 健康料理教室

保養関係

- 宿泊施設利用助成
- レジャー施設利用割引
- 冬季レジャー施設利用割引

図書関係

- 育児指導誌(出産から1年間)

特定健康診査・ 特定保健指導

40歳から74歳までの組合員及び被扶養者を対象にメタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防を目的に実施しています。

2 貯金事業

一般組合員等

短期組合員

年利1.20%(半年複利)

貯金加入者の積立金を運用し、その運用益を支払利息として還元します。

<加入方法>

「貯金加入申込書及び印鑑届」を所属所の共済事務担当課へ提出してください。

<積立方法等>

- 定 例 積 立：毎月一定額を給与から控除します。
- 臨 時 積 立：賞与から控除または個人振込により積立てできます。
なお、振込手数料は、振込人負担となります。
- 預入限度額：3,500万円です。
- 払 戻：1,000円単位で、15日・金融機関の末営業日の前営業日に送金します。

3 貸付事業

一般組合員等

短期組合員

事務手数料・保証料・抵当権の設定が不要!!

組合員が臨時に資金を必要とするときに貸付けを行います。

- 借 受 資 格：組合員期間1年以上となった日から利用できます。
ただし、任期の定めのある組合員は、任期が終了する月までに償還することとなります。
- 申 込 期 限：毎月5日です。
- 貸 付 金：金融機関の末営業日の前営業日に送金します。
- 償 還：貸付金を送金した翌月から給与控除されます。

貸付利率年1.26%

令和7年5月1日現在

貸付種類

普通・住宅・医療・入学・修学・結婚・葬祭など

※貸付利率は、退職等年金給付の基準利率に基づき変動します。

4 物資事業

当組合が契約している指定店から組合員とその家族が必要とする生活必需物資を購入する際、購入代金の立替えが受けられます。また、引受会社と団体契約し、万が一の場合に備えた保険も取扱います。

立替事業

一般組合員等

短期組合員

立替利率

自動車物資 年1.0%
一般物資 無 利 子

組合員の資格を取得した日から利用できます。

指定店から自動車等を購入した場合、当組合が立替えをし、利用者は立替えした翌月より給与から控除して償還します。

ただし、任期の定めのある組合員は、任期が終了する月までに償還することとなります。

また、一部の指定店では、「マイナポータルの健康保険証情報画面等」を提示することで割引を受けることができます。

遺族付加年金“きずな”

一般組合員等

(引受会社：明治安田生命)

短期組合員を除く組合員が対象です。

万が一(死亡・高度障害)の場合や病気、ケガによる入院・手術等の保障が受けられる保険で、毎年5月下旬～7月下旬に募集を行います。

パンフレットに自分で保険を組立てることができるシミュレーションシートを折り込んでいますので、ご活用ください。

なお、短期組合員は、新規加入・増額はできませんが、更新することは可能です。

介護・認知症サポートプラン(団体総合保険) (引受会社：損害保険ジャパン)

一般組合員等

短期組合員

要介護2相当以上で一時金を支払います。全組合員を対象とし、9月～11月に募集予定です。

移動の保険UGOKU (引受会社：損害保険ジャパン)

一般組合員等

短期組合員

栃木県の自転車保険加入義務化に伴い導入した自転車保険です。

- 支 払 内 容：相手のケガ・モノの賠償、自分のケガの治療、自転車の運搬費、帰りのタクシー代、万が一の時の弁護士相談費用など

右記2次元コードまたはこちらからいつでも申し込みができ、保険料はクレジット決済による引落としになります。

代理店：株式会社栃木共済サービス TEL 028-688-8711 宇都宮市大通り2-3-1井門宇都宮ビル3階

家族全員で
月額1,980円
加入者一人のみで
月額1,680円



申し込みは
こちら